議案第１１号

山都町役場課設置条例等の一部改正について

山都町役場課設置条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和８年３月５日提出

山都町長　坂本　靖也

（提案理由）

令和８年４月１日に本町の行政機構の改革を行うために、関係する条例を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町役場課設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　　年　　月　　日

山都町長

山都町条例第　　号

山都町役場課設置条例等の一部を改正する条例

（山都町役場課設置条例の一部改正）

第１条　山都町役場課設置条例（平成１７年山都町条例第６号）の一部を次のように改正する。

第１条第２号中「企画政策課」を「政策推進課」に改め、同条第３号中「税務住民課」を「町民課」に改め、同条第４号中「健康ほけん課」を「健康福祉課」に改め、同条中第５号を削り、第６号を第５号とし、同条第７号中「農林振興課」を「農業振興課」に改め、同号を同条第６号とし、同号の次に次の１号を加える。

（７）　林業振興課

第１条第９号中「山の都創造課」を「まちづくり課」に改める。

第２条第１号ケ中「事項」の次に「（町有林を除く。）」を加え、同条第２号中「企画政策課」を「政策推進課」に改め、同号ウ中「地域政策」を「行政改革」に改め、同条第３号中「税務住民課」を「町民課」に改め、同号に次のように加える。

オ　国民健康保険に関する事項

カ　国民年金に関する事項

キ　後期高齢者医療に関する事項

第２条第４号を削り、同条第５号中「福祉課」を「健康福祉課」に改め、同号に次のように加える。

キ　健康増進に関する事項

第２条第７号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、カを削り、同条中第５号を第４号とし、第６号を第５号とし、同条第７号中「農林振興課」を「農

業振興課」に改め、同号を同条第６号とし、同号の次に次の１号を加える。

（７）　林業振興課

ア　林業（町有林を含む。）及び水産業に関する事項

イ　有害鳥獣に関する事項

ウ　地籍調査に関する事項

第２条第８号中「住宅及び」を削り、同条第９号中「山の都創造課」を「まちづくり課」に改め、同号に次のように加える。

イ　地域政策に関する事項

ウ　住宅に関する事項

第２条第１０号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ　企業誘致に関する事項

（山都町子ども・子育て会議条例の一部改正）

第２条　山都町子ども・子育て会議条例（平成２６年山都町条例第５号）の一部を次のように改正する。

第６条中「福祉課」を「健康福祉課」に改める。

（山都町土地改良事業換地委員会条例の一部改正）

第３条　山都町土地改良事業換地委員会条例（平成３０年山都町条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第９条中「農林振興課」を「農業振興課」に改める。

（山都町空家等対策協議会設置条例の一部改正）

第４条　山都町空家等対策協議会設置条例（令和５年山都町条例第１号）の一部を次のように改正する。

第８条中「山の都創造課」を「まちづくり課」に改める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

【第１条】山都町役場課設置条例(平成17年条例第6号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(課の設置) 第1条　地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の事務を分掌させるため、次の課を設ける。 (1)　（略） (2)　企画政策課 (3)　税務住民課 (4)　健康ほけん課 (5)　福祉課 (6)　（略） (7)　農林振興課 (8)　（略） (9)　山の都創造課 (10)　（略） (課の分掌事務) 第2条　各課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)　総務課 ア　文書の収発及び保管に関する事項 イ　職員の人事及び給与に関する事項 ウ　議会及び町の一般行政に関する事項	(課の設置) 第1条　地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の事務を分掌させるため、次の課を設ける。 (1)　（略） (2)　政策推進課 (3)　町民課 (4)　健康福祉課 (5)　（略） (6)　農業振興課 (7)　林業振興課 (8)　（略） (9)　まちづくり課 (10)　（略） (課の分掌事務) 第2条　各課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)　総務課 ア　文書の収発及び保管に関する事項 イ　職員の人事及び給与に関する事項 ウ　議会及び町の一般行政に関する事項

エ　情報公開及び個人情報保護に関する事項

オ　個人番号に関する事項

カ　防災及び消防に関する事項

キ　交通安全及び防犯に関する事項

ク　町の財政に関する事項

ケ　町の財産の管理に関する事項

コ　工事等の審査、検査、入札等に関する事項

サ　他の課の所管に属しない事項

(2)　企画政策課

ア　総合計画及び調整に関する事項

イ　事務事業の進行管理に関する事項

ウ　地域政策に関する事項

エ　広報、公聴に関する事項

オ　統計に関する事項

カ　庁内行政システムに関する事項

キ　地域情報化に関する事項

(3)　税務住民課

ア　町税等に関する事項

イ　戸籍及び住民基本台帳に関する事項

ウ　外国人登録に関する事項

エ　窓口事務に関する事項

エ　情報公開及び個人情報保護に関する事項

オ　個人番号に関する事項

カ　防災及び消防に関する事項

キ　交通安全及び防犯に関する事項

ク　町の財政に関する事項

ケ　町の財産の管理に関する事項(町有林を除く。)

コ　工事等の審査、検査、入札等に関する事項

サ　他の課の所管に属しない事項

(2)　政策推進課

ア　総合計画及び調整に関する事項

イ　事務事業の進行管理に関する事項

ウ　行政改革に関する事項

エ　広報、公聴に関する事項

オ　統計に関する事項

カ　庁内行政システムに関する事項

キ　地域情報化に関する事項

(3)　町民課

ア　町税等に関する事項

イ　戸籍及び住民基本台帳に関する事項

ウ　外国人登録に関する事項

エ　窓口事務に関する事項

オ　国民健康保険に関する事項

カ　国民年金に関する事項

	キ　後期高齢者医療に関する事項
(4)　健康ほけん課	
ア　国民健康保険に関する事項	
イ　国民年金に関する事項	
ウ　後期高齢者医療に関する事項	
エ　健康増進に関する事項	
(5)　福祉課	(4)　健康福祉課
ア　介護保険に関する事項	ア　介護保険に関する事項
イ　高齢者福祉に関する事項	イ　高齢者福祉に関する事項
ウ　社会福祉に関する事項	ウ　社会福祉に関する事項
エ　障害者福祉に関する事項	エ　障害者福祉に関する事項
オ　児童福祉に関する事項	オ　児童福祉に関する事項
カ　人権センターに関する事項	カ　人権センターに関する事項
	キ　健康増進に関する事項
(6)　（略）	(5)　（略）
(7)　農林振興課	(6)　農業振興課
ア　農業及び畜産業に関する事項	ア　農業及び畜産業に関する事項
イ　農業生産基盤の総合整備に関する事項	イ　農業生産基盤の総合整備に関する事項
ウ　林業及び水産業に関する事項	
エ　農林業土木に関する事項	ウ　農林業土木に関する事項
オ　山都町農業委員会事務局組織規則(平成17年山都町農業委員会規則第2号)第5条各号に掲げる事項	エ　山都町農業委員会事務局組織規則(平成17年山都町農業委員会規則第2号)第5条各号に掲げる事項
カ　地籍調査に関する事項	

	(7)　林業振興課 ア　林業(町有林を含む。)及び水産業に関する事項 イ　有害鳥獣に関する事項 ウ　地籍調査に関する事項
(8)　建設課 ア　道路、橋及び河川に関する事項 イ　住宅及び建築に関する事項 ウ　用地に関する事項	(8)　建設課 ア　道路、橋及び河川に関する事項 イ　＿＿＿＿建築に関する事項 ウ　用地に関する事項
(9)　山の都創造課 ア　まちづくりに関する事項	(9)　まちづくり課 ア　まちづくりに関する事項 イ　地域政策に関する事項 ウ　住宅に関する事項
(10)　商工観光課 ア　商工業に関する事項 イ　労働に関する事項 ウ　観光に関する事項	(10)　商工観光課 ア　商工業に関する事項 イ　企業誘致に関する事項 ウ　労働に関する事項 エ　観光に関する事項

【第２条】山都町子ども・子育て会議条例(平成26年条例第5号)新旧対照表

現行	改正後（案）
（庶務） 第6条　子ども・子育て会議の庶務は、福祉課　　において処理する。	（庶務） 第6条　子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

【第３条】山都町土地改良事業換地委員会条例(平成30年条例第16号)新旧対照表

現行	改正後（案）
（庶務） 第9条　委員会の庶務は、農林振興課において処理する。	（庶務） 第9条　委員会の庶務は、農業振興課において処理する。

【第４条】山都町空家等対策協議会設置条例(令和5年条例第1号)新旧対照表

現行	改正後（案）
（庶務） 第8条　協議会の庶務は、山の都創造課において処理する。	（庶務） 第8条　協議会の庶務は、まちづくり課において処理する。

令和８年度組織改編（案）について【説明資料】

〇令和８年度組織改編について（課及び係の名称は、仮称）

令和７年度の組織改編においては、主に、係の新設や統合を行い、適正な業務執行管理体制の調整及びスリム化を図った。

・総務課財政係にふるさと納税業務を移管、その他財源調達（補助事業情報）管理
・企画政策課情報係を行革ＤＸ推進室とし、ＤＸ推進及び総合窓口の運用を調整
・山の都創造課の SDGs 推進室を山の都づくり推進室に統合し体制をスリム化
・福祉課介護保険係を高齢者支援係に統合し、体制をスリム化
・建設課に公共施設整備係を創設し、公共建築物の整備･改修に係る調整を一元化

令和８年度においては、令和７年度組織改編の方向性を踏まえつつ、さらに町政の課題解決を積極的に進めるべく、行政組織を見直すこととした。なお、特に、行政政策の推進、移住定住策（空家対策）、企業誘致、農業及び林業の振興、保健師の効果的な連携、義務教育学校整備、文化財の振興を中心に据え、その他諸般の調整を図ることとする。

１．総務課

・法制執務や争訟等に係る体制を充実させるため「行政係」を新設。その他、総務係が所管していた、文書管理、情報公開、個人情報保護、公益通報等を移管。
・監理係が所管している、入札、財産管理等を行政係が所管、町有林管理は林業振興課へ移管し、監理係を廃止。
・総務係に人事給与係を統合。

２．政策推進課

・政策の調整役として明確に位置付けるため、企画政策課を政策推進課に改称。「企画係」を「政策調整室」に改称。政策調整室では、総合計画の進捗管理、ふるさと納税対策（再開を見据えた返礼体制構築）、国際戦略（交流）、行政改革（組織改編含む）、広報･広聴、統計を所管。企画係が所管していた地域づくり等は、まちづくり課へ移管。

３．まちづくり課

・移住定住等をより積極的に推進するため、課名を改称し、山の都づくり推進室を廃止し、「移住定住係」「まちづくり係」を設置。
・「移住定住係」は、宅地整備、空家、移住定住、公営住宅（建設課から移管）を、「まちづくり係」は、SDGｓ、企画係が所管していた、公共交通、まちづくり全般（自治振興区含む）、景観行政（メガソーラー）等を所管。

４．環境水道課

・水道会計の専門性等を考慮し、水道係から会計関係を分離し「経理係」を新設。課内の水道事業所管の混乱を避けるため、水道係を「工務係」と改称。
・千滝クリーンハウスの廃止に伴い、技師を小峰クリーンセンターに集約すると共に環境水道課が所管する衛生施設を管理するセンター長を配置。

５．農業振興課

・農林振興課から農業分野を分離し、農業振興課を設置する。
「農政係」「有機農業推進室」「農村整備係」「農地係（農業委員会）」

６．林業振興課

・農林振興課から、林業分野、地籍調査を分離し、林業振興課とする。
林政係は、林業振興のほか、総務課監理係所管の町有林管理業務を移管する。森林整備係は、林道･治山のほか、地籍調査を所管。有害鳥獣を独立させ「有害鳥獣対策室」を新設し、有害鳥獣捕獲体制の持続を図るため、有害鳥獣の活用、捕獲体制の検討を行う。

７．商工観光課

・施設整備事業の完了に伴い「施設整備係」を廃止。商工観光係を分離し「商工･労働係」「観光振興係」を設置。商工･労働係に山の都創造課から企業誘致を移管。また、全町的な労働政策を併せて推進。ふるさと納税再開までの返礼品事業者支援を所管。

８．町民課

・「課税係」と「徴収係」を統合し「税務係」とし、健康保険課から「国保年金係」を移設し、税務住民課を町民課に改称する。

９．健康福祉課

・保健師の福祉分野全般に係る連携を促進するため、健康ほけん課の健康づくり係を移管し、福祉課を健康福祉課に改称する。併せて、課長を補佐する職を配置する。

１０．建設課

・維持管理係所管の公営住宅関係を、まちづくり課へ移管。
・「維持管理係」を「土木係」に統合。

１１．教育委員会

・学校教育課に「義務教育学校整備室」を新設。義務教育学校に係る諸般の調整を担うと共に整備を進める。合わせて学校教育係の学校施設等の管理を移管。
・生涯学習課の体育施設整備推進室を廃止し、「文化財係」を新設。合わせて生涯学習係の文化及び文化財関係を移管。

※規定は、組織規則、規程

	R7年度～			R8年度～			
1	総務課	1	総務係	1	総務課	1	総務係	人事給与係業務
		2	人事給与係					※ふるさと納税に係る第三者調査委員会
		3	防災係(演習場対策室)			2	防災係(演習場対策室)	消費者行政(第8条の2(2)ｷ)
		4	財政係			3	財政係	
		5	監理係			4	行政係	法制執務、文書管理、情報公開、個人情報、公益通報、訴訟関係(第5条(1)ｶ～ｼ)、監理係業務(町有林除く)
			派遣・研修等				派遣・研修等	
			課付				課付	
2	清和支所	6	地域振興係	2	清和支所	5	地域振興係	
		7	住民福祉係			6	住民福祉係	
3	蘇陽支所	8	地域振興係	3	蘇陽支所	7	地域振興係	
		9	住民福祉係			8	住民福祉係	
4	企画政策課	10	行革DX推進室	4	政策推進課	9	行革DX推進室	
		11	企画係			10	政策調整室	総合計画の進捗管理、国際戦略、広報広聴、統計(第6条(1)ｱｵﾞｺ)、ふるさと納税対策(再開を見据えた返礼体制構築)、普通財産の政策的活用調整
5	山の都創造課	12	山の都づくり推進室	5	まちづくり課	11	移住定住係	宅地整備、空き家、移住定住(第12条(1)ｳｷ)、公営住宅(第11条(2)ｳ)
						12	まちづくり係	まちづくり、SDGs(第12条ｱｲｴｶ)、公共交通、自治振興区、景観(6条(1)ｲﾞｴｻｼ)
6	環境水道課	13	環境衛生係	6	環境水道課	13	環境衛生係	
		14	水道係			14	工務係	第3条(17)~(30)
			千滝クリーンハウス			15	経理係	第3条(1)~(16)
			小峰クリーンセンター			16	小峰クリーンセンター	センター長の設置
7	農林振興課	15	農政係	7	農業振興課	17	農政係	
		16	農村整備係			18	農村整備係	＋派遣1(大分県)
		17	農地係(農業委員会)			19	農地係(農業委員会)	
		18	有機農業推進室			20	有機農業推進室	
		19	林政係	8	林業振興課	21	林政係	10条(2)ｱｲ、町有林(5条(6)ｹ)
						22	森林整備係	林道、治山(10条(2)ｴ~ｷ)、地籍調査(10条(6))
		20	地籍調査係			23	有害鳥獣対策室	鳥獣の活用、捕獲体制検討(10条(2)ｳ)
8	商工観光課	21	商工観光係	9	商工観光課	24	商工・労働係	企業誘致(12条(1)ｵ)、13条(1)ｱ~ｶ、全町的な労働施策、返礼事業者支援
		22	施設整備係			25	観光振興係	13条(2)ｷ~ｺ
9	税務住民課	23	課税係	10	町民課	26	税務係	課税、徴収(7条(1)(2))
		24	徴収係					
		25	戸籍住民係			27	戸籍住民係	
10	健康ほけん課	26	国保年金係			28	国保年金係	8条(1)
		27	健康づくり係	11	健康福祉課	29	健康づくり係	保健師の効果的な連携
11	福祉課	28	高齢者支援係			30	高齢者支援係	
					審議員or課長補佐		(地域包括支援センター)	
		29	子育て支援係			31	子育て支援係	
		30	福祉係			32	福祉係	
		31	人権センター			33	人権センター	
12	建設課	32	土木係	12	建設課	34	土木係	維持管理(11条(2)ｱｲ)
		33	維持管理係					
		34	高速道路対策室			35	高速道路対策室	
		35	公共施設整備係			36	公共施設整備係	
13	会計課	36	会計係	13	会計課	37	会計係	
14	学校教育課	37	学校教育係	15	学校教育課	38	学校教育係	
						39	義務教育学校整備室	義務教育学校の整備推進、学校施設管理(4条(23))
15	生涯学習課	38	生涯学習課係	16	生涯学習課	40	生涯学習係	
		39	体育施設整備推進室			41	文化財係	文化及び文化財関係(5条(8)(11))
16	そよう病院事務	40	総務係	17	そよう病院事務	42	総務係	
		41	医事係			43	医事係	
17	議会事務局	42	議会事務局	18	議会事務局	44	議会事務局	
			議会事務局(監査)				議会事務局(監査)	
	17		42		18		44	※赤字は、何らかの変更があるもの。

R8 組織見直し案　補足（規定関係）

●総務課　防災係　８条の２（２）キ

第８条の２（山都町組織規則）

（２）福祉係

キ　消費者行政に関すること。

行政係　５条（１）カ～シ

第５条（山都町組織規則）

（１）総務係

カ　行政連絡文書に関すること。

キ　地縁団体に関すること。

ク　文書の管理に関すること。

ケ　町の公印の管理に関すること。

コ　例規の審査及び編集に関すること。

サ　公告式に関すること。

シ　情報公開及び個人情報保護に関すること。

●政策調整課　政策調整室　６条（１）アオ～コ

第６条（山都町組織規則）

（１）企画係

ア　総合計画の策定並びに政策の推進及び調整に関すること。

オ　国土利用計画に関すること。

カ　第３セクターの連絡調整に関すること。

キ　事務事業の評価及び改善に関すること。

ク　広報に関すること。

ケ　広聴に関すること。

コ　統計調査に関すること。

●まちづくり課　移住定住係　１１条（２）ウ、１２条（１）ウキ

第１１条（山都町組織規則）

（２）維持管理係

ウ　町営住宅の管理に関すること。

第１２条（山都町組織規則）

（１）山の都づくり推進室

ウ　定住促進に関すること。

キ　空き家に関すること。

まちづくり係　６条（１）イ～エサシ、１２条アイエカ

第６条（山都町組織規則）

（１）企画係

イ　公共交通対策に関すること。

ウ　エネルギー政策に関すること。

エ　景観行政団体に関すること。

サ　地域政策に関すること。

シ　自治振興区(区長部交付金含む。)に関すること。

第１２条（山都町組織規則）

（１）山の都づくり推進室

ア　まちづくりに関すること。

イ　広域連携協議会に関すること。

エ　ふるさと会に関すること。

カ　SDGs の推進に関すること。

●環境水道課　工務係　３条（１７）～（３０）

第３条（山都町水道事業等事務分掌規程）

（１７）施設整備の基本構想及び長期計画に関すること。

（１８）開閉栓及び水道メーターの取替えに関すること。

（１９）給水装置台帳の記録整備に関すること。

（２０）給水装置に係る各種届出書の受付処理に関すること。

（２１）指定給水装置工事事業者の認可に関すること。

（２２）指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事の設計審査、施行認可、監督及びしゅん工検査に関すること。

（２３）布設工事監督員の業務に関すること。

（２４）工事設計単価に関すること。

（２５）工事請負契約及び附帯事務に関すること。

（２６）水道施設工事の設計、施行及び監督に関すること。

（２７）水道施設に係る道路、河川等の占用に関すること。

（２８）水道技術管理者の業務に関すること。

（２９）水道施設の維持管理に関すること。

（３０）水質検査に関すること。

経理係　３条（１）～（１６）

第３条（山都町水道事業等事務分掌規程）

（１）水道事業等例規に関すること。

（２）文書の収受、発送及び整理保存に関すること。

（３）公印の管理に関すること。

（４）予算の編成、経理及び決算に関すること。

（５）予算の実施計画及び財政計画に関すること。
（６）剰余金及び積立金に関すること。
（７）出納その他の会計事務に関すること。
（８）物品の発注及び修繕に関すること。
（９）資産の管理に関すること。
（１０）貯蔵品の出納保管及びたな卸に関すること。
（１１）統計に関すること。
（１２）業務状況の報告に関すること。
（１３）課内の連絡調整に関すること。
（１４）水道料金その他諸収入の調定、徴収及び還付に関すること。
（１５）水道使用量の検針に関すること。
（１６）経営の基本計画の策定及び総合調整に関すること。

●林業振興課　林政係　５条（６）ケ、１０条（２）アイ

第５条（山都町組織規則）
（６）監理係
ケ　町有林の管理に関すること。

第１０条（山都町組織規則）
（２）林政係
ア　林業振興及び森林資源に関すること。
イ　森林環境保全に関すること。

森林整備係　１０条（２）エ～キ、１０条（６）

第１０条（山都町組織規則）
（２）林政係
エ　森林土木に関すること。
オ　治山治水に関すること。
カ　林道及び作業道の管理に関すること。
キ　林地災害復旧に関すること。
（６）地籍調査係
ア　地籍調査に関すること。
イ　土地情報に関すること。
ウ　地籍調査推進委員に関すること。

有害鳥獣対策室　１０条（２）ウ

第１０条（山都町組織規則）
（２）林政係
ウ　鳥獣の捕獲許可及び飼養登録に関すること。

●商工観光課　商工・労働係　１２条（１）オ、１３条（１）ア～カ

第１２条（山都町組織規則）

（１）山の都づくり推進室

オ　企業誘致に関すること。

第１３条（山都町組織規則）

（１）商工観光係

ア　商工業の振興に関すること。

イ　中小企業等協同組合及び商工団体との連携に関すること。

ウ　労働及び職業安定に関すること。

エ　事業の承継に関すること。

オ　町が設置する商工施設の管理・運営に関すること。

カ　鉱業に関すること。

観光振興係　１３条（２）キ～コ

第１３条（山都町組織規則）

（１）商工観光係

キ　観光振興及び観光資源の開発宣伝に関すること。

ク　観光関係団体等との連携に関すること。

ケ　町が設置する観光施設の管理・運営に関すること。

コ　一般財団法人清和文楽の里協会及び株式会社まちづくりやべに関すること。

●町民課　税務係　７条（１）（２）

第７条（山都町組織規則）

（１）課税係

ア　町県民税その他町税の賦課に関すること。

イ　固定資産税の賦課に関すること。

ウ　国民健康保険税の賦課に関すること。

エ　税務相談に関すること。

オ　罹災証明及び被災証明に関すること。

（２）徴収係

町が徴収すべき諸税の徴収に関すること。

国保年金係　８条（１）

第８条（山都町組織規則）

（１）国保年金係

ア　国民健康保険に関すること。

イ　国民年金に関すること。

ウ　後期高齢者医療に関すること。

●建設課　土木係　１１条（２）アイ

第１１条（山都町組織規則）

（２）維持管理係

ア　道路、橋、河川、公園等の維持管理及び台帳の整備に関すること。

イ　法定外公共物(山都町法定外公共物管理条例第 2 条に規定するものをいう。)の管理に関すること。

●学校教育課　義務教育学校整備推進室　４条（２３）

第４条（山都町教育委員会事務局組織規則）

（２３）学校その他教育施設の整備に関すること。

●生涯学習課　文化財保存係　５条（８）（１１）

第４条（山都町教育委員会事務局組織規則）

（８）文化の振興及び文化財の保存・発掘に関すること。

（１１）ユネスコ活動に関すること。